

軽度者に対する福祉用具貸与の市への申請が必要な場合

福祉用具貸与を考えている対象者が要支援 1・2 又は要介護 1 を持っている。
(自動排泄処理装置の場合、要支援 1・2 又は要介護 1・2・3)

YES

NO

市への申請が必要な可能性があります。

要介護度 3 以上の方であれば
市への申請は必要ありません。

自動排泄処理装置については要介護度
4 以上の方であれば市への申請は必要
ありません。(要介護 3 以下の方は YES
の方に進んでください)

今回貸与が必要な種目が

- ・車いす、車いす付属品
- ・特殊寝台、特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具
- ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

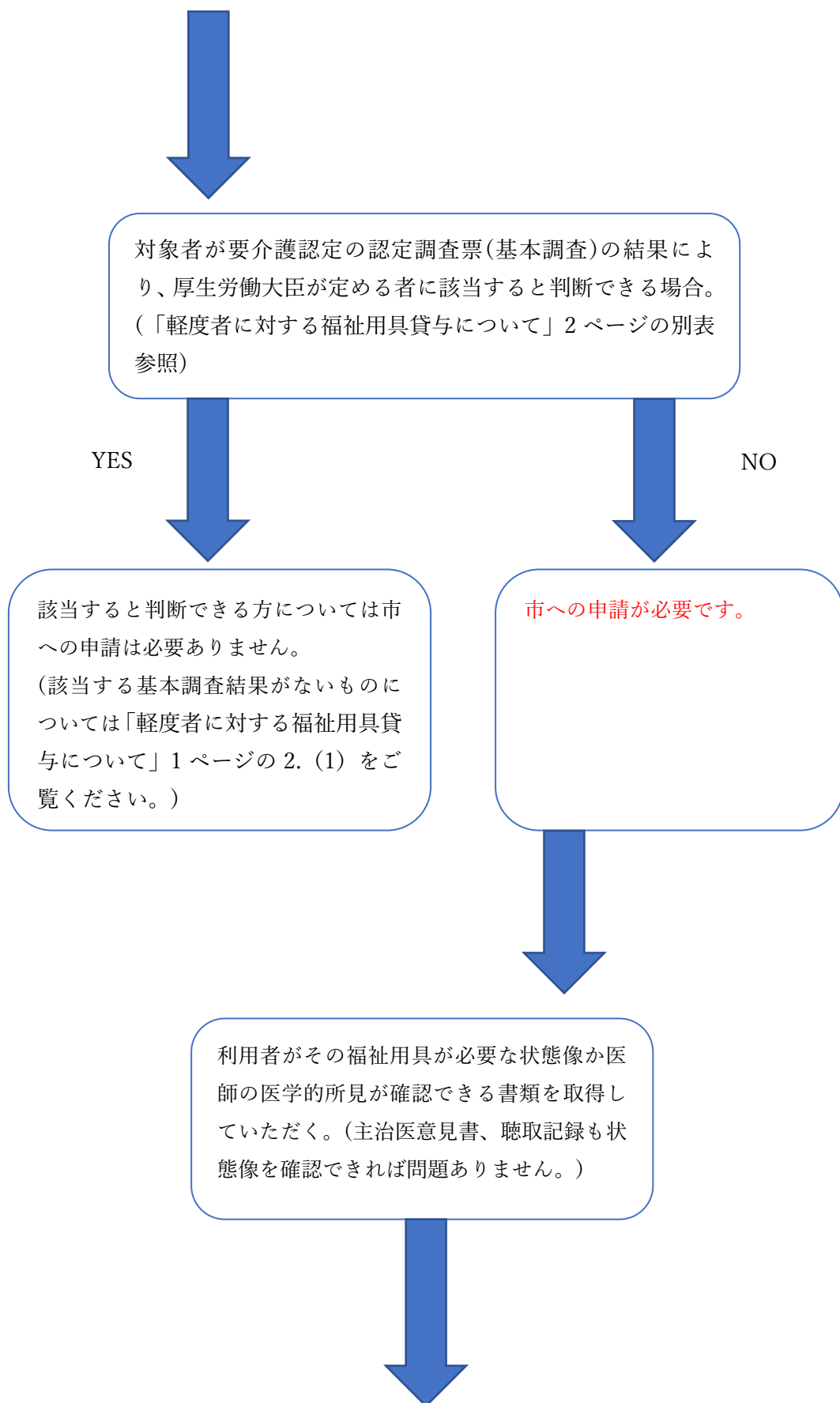
の中にある。

YES

NO

市への申請が必要な可能性があります。

市への申請は必要ありません。





医師の医学的所見が確認できる書類を基に開かれたサービス担当者会議で必要性を確認し、サービス担当者会議の要点を作成する。(医師の医学的所見が確認できる書類を取得してからサービス担当者会議開催の流れは守ってください。サービス担当者会議を先に開いてから医師の所見等を取得した場合はもう一度サービス担当者会議を開いて必要性等を確認してください。)



申請書、医師の医学的所見が確認できる書類、サービス担当者会議の要点の3点を日野市へ提出。(2週間を目途に決定通知書をお送りいたします。不備がある場合は提出から数日以内にご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。)